令和２年２月25日

事業主　様

管工業健康保険組合

被扶養者認定要件に国内居住要件等が追加されることに伴う確認及び届出について

平素から、健康保険組合の事業にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内（令和元年12月分保険料納入告知書に同封のチラシ及び当健保組合ホームページ）のとおり、健康保険法の改正により、健康保険の被扶養者認定要件に「日本国内に住所を有するもの」(国内居住要件）等が追加され（原則、住民票登録の有無で判断)、令和２年４月１日から施行されます。

今回の法改正に伴い、厚生労働省通知（保保発1113号第１号）により、現在、被扶養者で「日本国内に住所を有しない方」及び「日本国内に住所を有していても、国内居住要件を満たしているとは認められない方」については、国内居住要件等に該当する旨の確認を行うこととされています。

つきましては、参考「国内居住要件等の例外について」、別紙１及び別紙２を参照していただき、現在、被扶養者となっている方の資格が継続又は削除となるか確認の上、いずれの場合においても、下記「1. 被扶養者認定済の方における届出」により、被扶養者届による届出をお願いいたします。

また、今回の改正に伴う届出は、特例として施行日前においても行うことができるとされているため、令和２年３月９日（月）から届出の事前受理を開始します。

なお、施行日以降の届出については、下記「2. 施行日（令和２年４月１日）以降、新たに被扶養者となる場合の届出」のとおりです。

法改正に基づく適正な届出に、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

１．被扶養者認定済の方における届出（参考「国内居住要件等の例外について」参照）

（１）被扶養者資格が継続となる場合

対象となる方は、「日本国内に住所を有しない方」で例外該当事由に該当する方、「経過措置」に該当する方です。

届出方法は、通常の届出と同様に、被扶養者届の必要箇所に記載及び押印し、被扶養者届の表題の下又は備考欄に「国内居住要件等による継続」と記載して、添付書類と共に届出してください。

（2）被扶養者資格が削除となる場合

対象となる方は、「日本国内に住所を有しない方」で例外該当事由に該当しない方、「日本国内に住所を有していても、国内居住要件を満たしているとは認められない方」及び「経過措置」が終了した方です。

届出方法は、通常の届出と同様に、被扶養者届の必要箇所に記載及び押印し、被扶養者届の表題の下又は備考欄に「国内居住要件等による削除」と記載して、被保険者証等を添付して届出してください。（※被扶養者届に添付する被保険者証等は、後日返納を可能としますが、施行日（令和２年４月１日）以降、速やかに返納してください。）

なお、被扶養者でなくなった日（削除日）は、令和２年４月１日となります。

2. 施行日（令和２年４月１日）以降、新たに被扶養者となる場合の届出

被扶養者届に従来の添付書類に加えて、次の（1）から（3）を参照の上、届出してください。

（1）日本国内に住所を有する方

被扶養者届の提出時に個人番号を取得しており、被扶養者届の個人番号欄に記載がある場合は、住民票の添付は省略できますが、被扶養者届の個人番号欄が未記載の場合は、住民票を添付してください。

なお、被扶養者認定済であった方の中で、既に個人番号の登録がある場合は省略可能です。

（2）日本国内に住所を有しない方

参考「国内居住要件等の例外について」に掲げる「１．日本国内に住所を有しない方」の例外該当事由に該当する場合の添付書類を添付してください。

なお、添付書類が外国語であるときは、日本語の翻訳文（翻訳者の署名があるもの）も提出してください。

（3）外国籍で日本国内に住所を有する方

（1）の添付書類の他、在留資格を確認できる書類（在留カード、指定書の写し等）を添付してください。

【お問い合わせ先】　業務課 03－3291－4530

参考

国内居住要件等の例外について

1．日本国内に住所を有しない方（別紙１参照）

被扶養者認定済であり、日本国内に住所を有しない方（原則、住民票登録の有無で判断）の中で、次の例外該当事由に該当する場合は、被扶養者資格が継続となります。この場合、被扶養者届と次の添付書類を提出してください。なお、添付書類が外国語であるときは、日本語の翻訳文（翻訳者の署名があるもの）も提出してください。

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等のいずれかの写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する方	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等のいずれかの写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等のいずれかの写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、②と同等と認められる方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げる方のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる方	※個別に判断

※被扶養者認定済であり日本国内に住所を有しなく、前述の例外該当事由に該当しない方は、施行日（令和２年４月１日）をもって被扶養者資格が削除となりますので、被扶養者届に被保険者証等を添付して提出してください。

2．日本国内に住所を有していても、国内居住要件を満たしているとは認められない方（別紙２参照）

被扶養者認定済であり日本国籍を有しなく、在留資格（ビザ）が次の特定活動である方は、被扶養者の認定要件に該当しなくなるため、施行日（令和２年４月１日）をもって被扶養者資格が削除となりますので、被扶養者届に被保険者証等を添付して提出してください。

① 病院若しくは診療所に入院し、医療を受ける活動

② ①の医療を受ける活動を行う方の日常の生活を世話する活動
③ １年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

※「在留資格」は、在留カード又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されています。「特定活動」という在留資格が記載されている場合、通常は、パスポートに特定活動の内容が書かれた「指定書」がホチキス留めされています。

３．経過措置

この改正により被扶養者の認定要件を満たさなくなる方であって、施行日（令和２年４月１日）時点で、現に保険医療機関に入院している方の被扶養者資格については、その入院期間中に限り継続することができます。この場合、被扶養者届と入院中であることを証する書類（入院申込書や入院診療計画書等の写し）を届出してください。

なお、当該入院が終了（退院）した時点で、経過措置対象者でなくなるので、被扶養者届に被保険者証等を添付して届出してください。

別紙１

１．日本国内に住所を有しない方の場合
（健康保険法施行規則第37条の2）

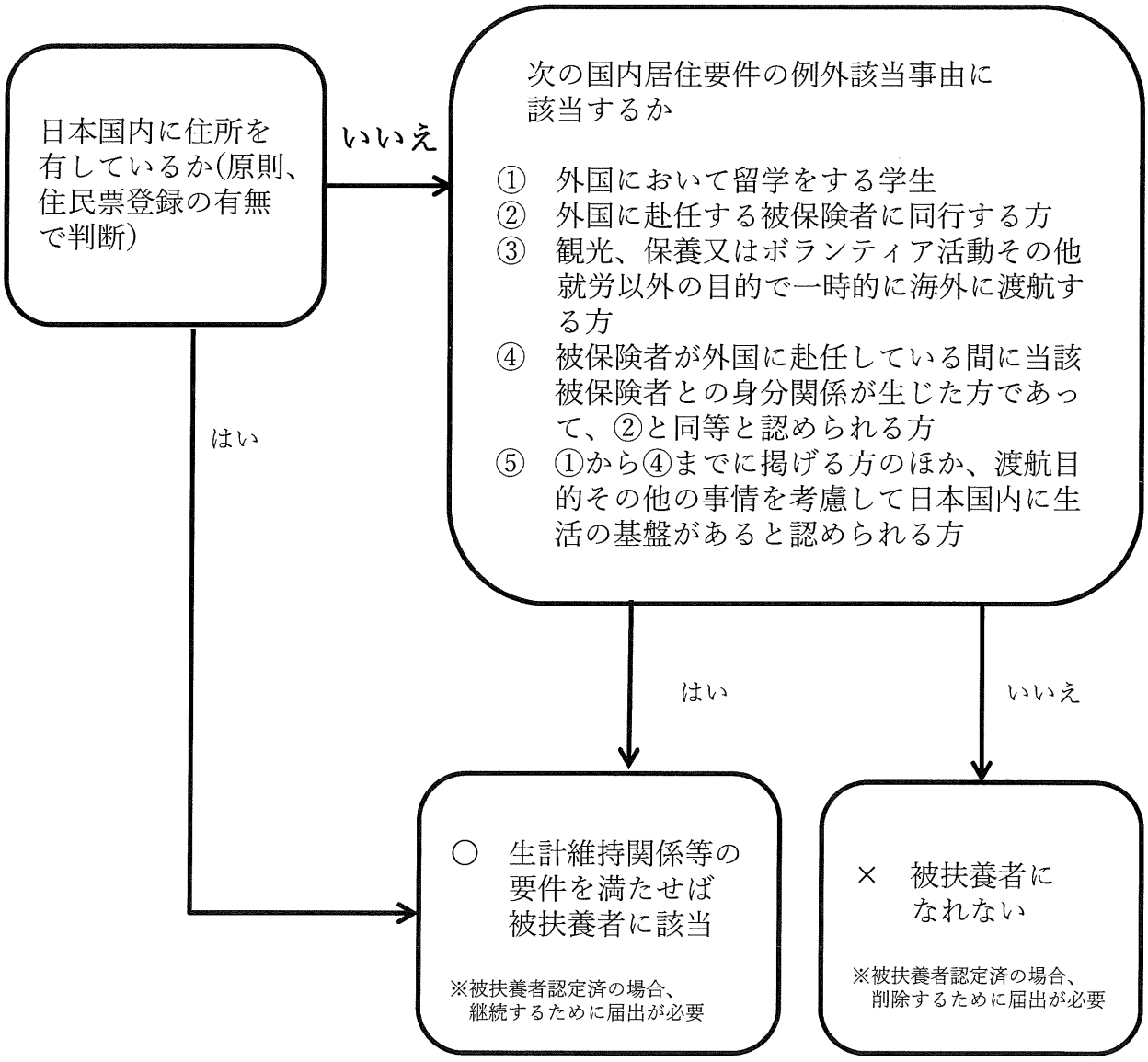

別紙２
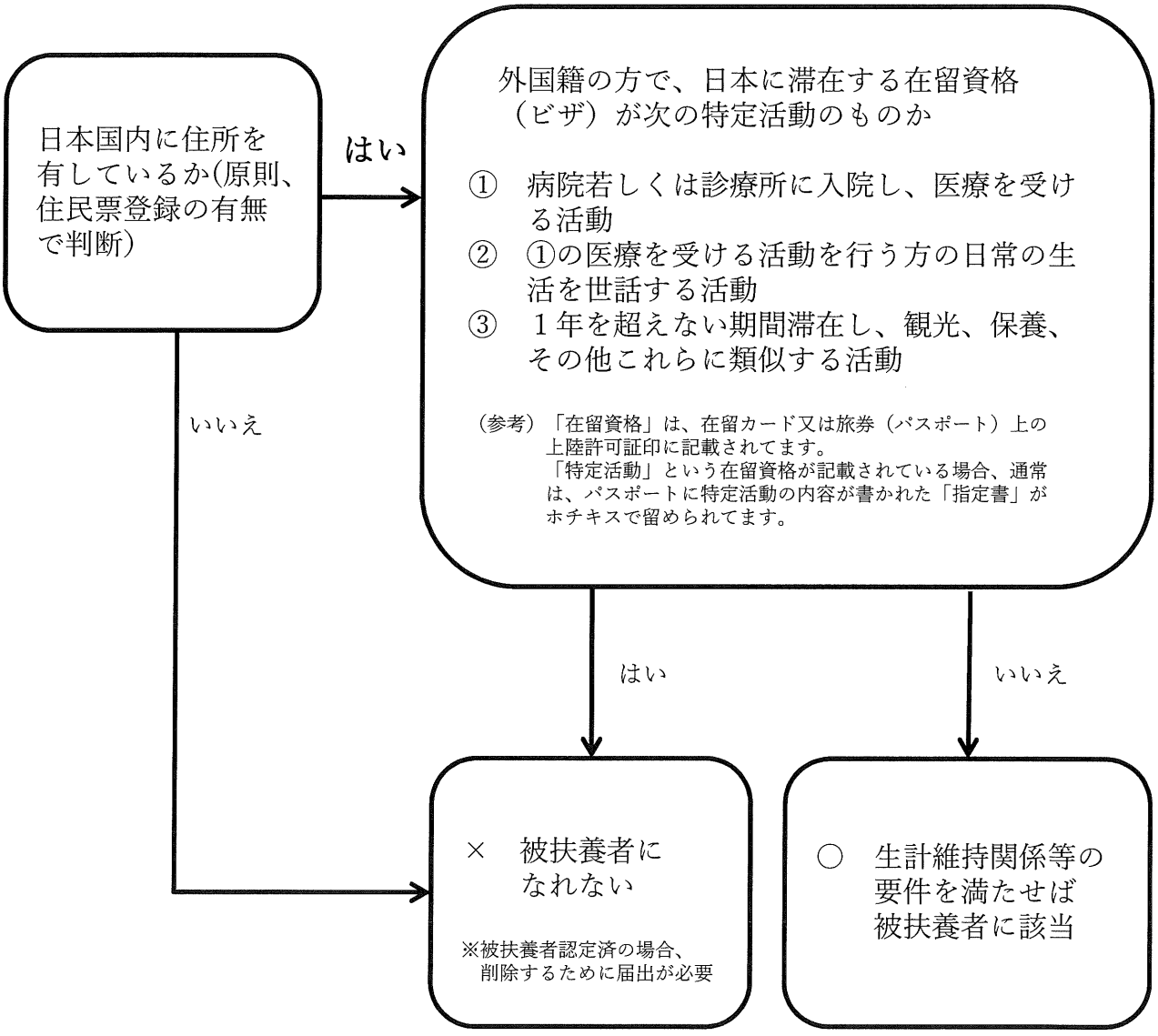
２．日本国内に住所を有していても、国内居住要件を満たしているとは認められない方の場合（健康保険法施行規則第37条の3）